

個人質問

議会事務局  
処理欄

令和 3年5月18日8時30分 受付

質問順位 第10番

武豊町議会議長 石原 壽朗 殿

武豊町議会議員 本村 強

一般質問の通告について

令和3年第1回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
<p>1. ヤングケアラー支援について</p>	<p>【趣旨説明】</p> <p>5月5日子供の日の中日新聞には、このようなことが掲載されていました。「病気の親に代わって、料理、洗濯、掃除など家事をしている。幼い兄弟の面倒を見ている。働いて家計を助けている。病気の家族の身の回りの世話をしている・・・。美談にも聞こえる。けなげでたくましい子どもを思い浮かべる人もいるだろう。けれどもこの子たちのことを心配しなければなるまい。厚労省が示している「ヤングケアラー」の実例である。親の病気などが原因で、大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちのことである。親には手を合わせたくなるほどありがたい子どもたちだろう。だが、家族を思うあまり、遅刻や欠席を重ね、学業や進路にも影響が出やすい。勉強や部活どころではなくなり、学校で孤立する危険もある。なにより、子どもらしい時間が消える。表面化しにくいことも問題だという。子どもたちは家族の世話を当然と考え、相談もあまりしないと聞く。「ヤングケアラー」をケアするのは社会しかない。相談はもちろん、家族ごと支援する方法を考えたい。「美談」に頼ってはなるまい。このようにありました。あらためて、無償で、家族などの介護や看護などのケアをしている人をケアラーといいます。そのうち18歳未満の方たちをヤングケアラーといいます。厚労省が先月発表した調査結果によると、中学生の約17人に1人、全日制高校生の25人に1人がヤングケアラーであったことが判明しました。しかし、家族であり、日常的であるがゆえに、子供たちには、自分がヤングケアラーであるという自覚や認知度は低い状況であったといわれています。</p> <p>子供の心身の健全な成長や勉学に支障をきたすことも報告されており大変懸念されます。表面化しにくく、孤立しやすいヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげることが大変重要と言われております。そこで以下お尋ね致します。</p>
	<p>【質問事項】</p> <p>① ヤングケアラーに対する見解は。</p> <p>② 18歳未満の子供さんにおけるヤングケアラーの把握はできているか。</p> <p>③ 実態把握のためのアンケート調査の考えは。</p> <p>④ ヤングケアラーに対する支援や対策の考えは。以上、4点伺います。</p>